

## 災害等の発生が予想される場合について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本校では、平常授業または定期試験期間において、生徒が在宅中に災害等の発生が予想されると判断した場合について、次のように対応していますのでお知らせします。

なお、ここでお示しする対応は原則であり、状況によっては変更する場合があります。その際の授業・試験の開始時刻の変更や休業に関する詳細は、本校ホームページ掲示板やメール配信サービスでお知らせします。

① 次の場合、生徒はその警報が解除されるまで自宅待機とする。

- ・ 午前 6 時 50 分以降の時点で、
- ・ 三浦市に「暴風」「津波」のいずれかの警報が発令中、
- ・ 鎌倉市・逗子市・葉山町・横須賀市のいずれかの地域に

「大雨・洪水・暴風」「大雪・暴風」「津波」のいずれかの警報が発令中

なお、横浜川崎、湘南地域の警報についても、判断の参考とする場合があるので、学校の指示（ホームページ上の掲示板やメール配信）が出ていないかを必ず確認してから登校すること。

② 警報の解除が報じられた場合は、次の時刻から授業・試験を開始する。

平常授業		定期試験期間	
解除時刻	授業開始時刻	解除時刻	試験開始時刻
6:50 以前	8:55 (1 校時より)	6:50 以前	8:55 (1 校時より)
8:30 まで	10:40 (2 校時より)	8:00 まで	10:05 (2 校時より)
		9:00 まで	11:15 (3 校時より)
11:00 まで	12:55 (3 校時より)	11:00 まで	12:55 (4 校時より)
12:00 まで	14:40 (4 校時より)	12:00 まで	14:05 (5 校時より)

なお、12:00 の時点で警報解除とならない場合は、生徒は休業とする。

- ③ 交通機関が運行を取り止めている場合は、その再開を待って登校する。
- ④ 交通機関の運行が混乱するなどの事態が継続していることが予想されるので、生徒は自己の安全に注意して登校する。
- ⑤ 「大規模地震対策特別措置法」に基づき「警戒宣言」が発せられた場合は、生徒は登校せず、家族とともに行動する。
- ⑥ 実施されなかった試験については、翌日（翌日が休日の場合は月曜日）にエントランス（生徒昇降口）において新たな日程を発表する。翌日に試験が無く、登校しない生徒は本校HP掲示板を参照すること。
- ⑦ 上記以外の場合でも、保護者が生徒の登校に関して、危険だと判断した場合には、学校に電話等で連絡したうえで自宅待機とする。その際には、後日、「自宅待機届」を保護者署名、捺印の上、担任に提出する。自宅待機届が認められた場合には、授業の出欠、学習内容、成績等において、配慮をする。

問合せ先

副校長 坂元

教 頭 田上

電 話 046 (889) 4201